



消費生活まめ知識

よく確認! テレビショッピングなどの 通信販売

テレビショッピングなどの通信販売は、自宅に居ながら、さまざまな商品を購入することができ、たいへん便利です。

一方で、購入者は実際に商品を手に取らずに申し込むため、「思っていたものと違っていた」「サイズが合わない」「購入の条件を見落として注文を間違えてしまう」などのトラブルが発生することがあります。

消費生活センターに寄せられるテレビショッピングに関する相談は、その半数以上が高齢者からのものです。番組の印象だけで購入を決めずに、商品の機能、特性、購入条件、返品条件などをよく確認しましょう。

事例 1 クーリング・オフできるのではないか…

テレビショッピング番組で見た家庭用電気マッサージ器を電話で注文した。3日間使ったが、全く効果を感じなかつた。販売業者に電話をして「返品したい」と伝えたところ、「テレビ放送中に『通電後は返品不可』と表示しているので、返品を受け付けない」と言われた。購入してから1週間以内なので、クーリング・オフできるのではないか。

事例 2 定期購入コースを申し込んだ覚えはない…

頻繁に放送しているダイエット食品のテレビCMを見て気になっていた。お試し品が500円だったため、電話で注文した。1ヶ月間飲んだが効果を感じなかつた。購入は1回限りだと思っていたが、翌月にも商品が届いて料金を請求された。販売店に問い合わせると「定期購入コースを契約しているので、最低3回購入しないと解約できない」と言われた。定期購入コースを申し込んだ覚えはない。

アドバイス

- テレビショッピングなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については、事業者が決めたルールに従うことになります。
事業者が返品について表示していない場合、購入者が商品を受け取った日から8日以内であれば返品できます。ただし、返品の送料は購入者の負担となります。
- 反品できるかどうか、事前に必ず確認しましょう。
返品できる場合でも、「開封後は返品できない」「商品到着後○日」「通電後は返品できない」など、条件が付いていることがあります。
- 「お試し価格」「初回○円」「送料のみ」などと表示されていても、定期購入が条件になっている場合があります。申込みをするときに、よく確認しましょう。

問い合わせ
下妻市消費生活センター ☎44-8632

※消費者トラブルに関する相談について解決のお手伝いをします。相談は、無料です。

有料広告欄

下妻の夏まつり フォトレポート



8/6 第32回第50回千人おどりしもつま砂沼の花火大会

1,000人の踊り手がさまで、子供から大人まで約千人おどりでは、中心市街地を子供たちが歩く「下妻シヅチヨメ」、「下妻小唄」の2曲を優雅に踊りました。今年は、地区交流を深める東京都足立区の伊興南町会から踊り手21人が参加。アトラクション多賀谷太鼓のお囃子、歌手の麻生けい子さんが新曲「下妻のまち」を披露するなどまつりました。

花火大会では、砂沼湖上に約3,000発の花火が夜空と湖面を照らし、ファイナーレを飾るメガスター・マインが打ち上げられると、観客からは感嘆の声が上がり、拍手が起きました。



8/6 第32回第50回千人おどりしもつま砂沼の花火大会

下妻まつり